

平成26年度
国土交通省税制改正概要



国土交通省

平成25年12月
国土交通省

平成26年度国土交通省税制改正概要(主要項目)

I. 安全・安心の確保と地域活性化

1. 都市の魅力の向上・土地の有効利用の促進

- ① 都市再興に向けた都市機能の整備のための特例措置の創設(所得税・法人税・固定資産税等)
- ② 優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率の延長(所得税等)
- ③ 土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長(法人税・所得税等)
- ④ 相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- ② 老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置の創設・延長(所得税・登録免許税等)
- ③ 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ④ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長
- ⑤ 中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化のための特例措置の創設・拡充(所得税等)

3. 地域公共交通の維持・活性化

- ① 航空機燃料税の軽減措置の延長
- ② 国内線航空機に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充
- ③ 鉄道駅のバリアフリー化、地域鉄道の再構築事業に係る固定資産税等の特例措置の延長
- ④ 都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置の延長

4. 離島地域の振興

奄美群島の工業用機械等に係る割増償却制度の延長

II. 成長戦略の推進

1. 設備投資の促進・産業競争力の強化

- ① 既存建築物(非住宅)の改修投資促進のための特例措置の創設(法人税・所得税・固定資産税等)
- ② 港湾の耐震対策の推進のための特例措置の創設(法人税)
- ③ 浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置の創設
- ④ 船舶のバラスト水処理装置の搭載に関する一括損金経理を可能とする取扱の明確化(法人税)
- ⑤ 国際船舶に係る登録免許税の特例措置の延長
- ⑥ トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長・拡充(法人税・所得税等)

2. 民間の知恵・資金を活かした交通インフラの整備・運営

- ① 関西空港・伊丹空港の公共施設等運営権の設定に係る登録免許税・法人税等の特例措置の創設
- ② 成田空港会社の業務用固定資産に係る固定資産税の特例措置の延長
- ③ 新幹線用不動産取得に係る登録免許税・不動産取得税の非課税措置の創設

3. 世界を惹きつける観光立国の実現

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化
- ② ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

III. クリーンで経済的なエネルギー社会の実現

1. 自動車の車体課税の見直し

自動車取得税の税率引下げ、自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税の拡充、自動車税のグリーン化特例の延長・拡充、軽自動車税の見直し等

2. モーダルシフト及び省エネ・グリーン化の推進

- ① 海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長
- ② 船舶に係る買換特例の延長(法人税・所得税)
- ③ 港湾の作業船に係る買換特例の創設(法人税・所得税)
- ④ JR貨物の車両取得に係る固定資産税の特例措置の延長
- ⑤ 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

平成26年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

I. 安全・安心の確保と地域活性化

1. 都市の魅力の向上・土地の有効利用の促進

- ①都市再興に向けた都市機能の整備の推進のため、以下の措置を創設
 - ・都市機能誘導区域(仮称)の外から内への事業用資産の買換特例(圧縮記帳 80%)
 - ・誘導施設(仮称)の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例(居住用資産:100%繰延べ)等
 - ・誘導施設(仮称)とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置(5年間4/5に軽減)
- ②優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率(長期譲渡所得金額2,000万円以下の部分 所得税:15%→10% 個人住民税:5%→4%等)の3年間延長
- ③土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の3年3ヶ月間延長(法人税等)
- ④相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除(現行1/2→全額免除)

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間1/2)の2年間延長
- ②老朽化マンションの建替え等の促進のため、以下の措置を創設・延長
 - ・構造耐力が不足している老朽化マンションの建物敷地売却等に係る特例(区分所有者が組合に当該区分所有権を売り渡す等の場合の課税の特例(所得税・法人税等)、組合の事業手続における区分所有権等の移転に係る課税の特例(登録免許税・不動産取得税等)の創設)
 - ・マンション建替事業に係る特例措置(権利変換手続開始の登記等に対する非課税措置)の2年間延長(登録免許税)
- ③認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置を2年間延長
 - ・所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て0.2% マンション0.1%)に係る軽減税率
 - ・不動産取得税の課税標準からの控除額の特例(一般住宅1,200万円→1,300万円)
 - ・固定資産税の新築住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ④居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)について、譲渡益に係る課税繰延べの場合の譲渡資産価額要件を見直したうえで2年間延長(所得税等)

- ⑤中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化のため、以下の措置を創設・拡充
- 1) 買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた中古住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記(一般住宅 0.3%→0.1%))の創設
 - 2) 中古住宅取得に係る住宅ローン減税等の特例措置の拡充(中古住宅を取得し、入居前に耐震基準への適合が確実な改修を行う場合、住宅ローン減税、贈与税及び不動産取得税の特例措置の適用を可能とする。)

3. 地域公共交通の維持・活性化

- ①航空機燃料税について、次に掲げる軽減措置の3年間延長
- ・ 本則 26,000 円/kl→18,000 円/kl
 - ・ 沖縄路線 13,000 円/kl→ 9,000 円/kl
 - ・ 離島路線 19,500 円/kl→13,500 円/kl
- ②国内線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置の延長及び拡充
- ・ 最大離陸重量 200トン以上の航空機は3年間 2/3、最大離陸重量 200トン未満の地方路線を就航する航空機は5年間 2/5(2年間延長)
 - ・ 最大離陸重量 50トン未満の地方路線(東京国際空港又は大阪国際空港と他の地方空港を結ぶ路線を除く)を就航する航空機のうち 30トン以上の航空機は初年度 3/8、その後4年間 2/5に、30トン未満の航空機は5年間 1/4にする(拡充)
- ③以下の特例措置の延長
- ・ 鉄道事業者等が取得するホームドアシステム及びエレベーターに係る固定資産税及び都市計画税の特例措置(5年間 2/3に軽減)の2年間延長
 - ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得する鉄道施設に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置(5年間 1/4に軽減)の2年間延長
- ④都道府県の条例に定める生活路線を運行する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置の2年間延長

4. 離島地域の振興

- 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度(5年間 機械・装置 32% 建物・附属設備、構築物 48%)の1年間延長

Ⅱ. 成長戦略の推進

1. 設備投資の促進・産業競争力の強化

- ①既存建築物(非住宅)の改修投資促進のため、以下の措置を創設
 - ・ 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の特例措置(特別償却(25%)、固定資産税の減額措置(2年間 1/2))の創設
 - ・ 生産性向上設備投資促進税制の対象として、省エネ設備(LED・断熱窓等)の取得等をした場合の特例措置(即時償却又は税額控除 5% 等)の創設
- ②港湾の耐震対策の推進のために行う、民有護岸等の改良により取得した施設に係る特例措置(特別償却(20%))の創設(法人税)
- ③浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備(止水板、防水扉等)に係る固定資産税の特例措置(5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(2/3を参酌)に軽減)の創設
- ④船舶のバラスト水処理装置の搭載に関する一括損金経理を可能とする取扱の明確化(法人税)
- ⑤国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の特例措置(税率 4/1000→3.5/1000に軽減)の2年間延長
- ⑥トラック、内航貨物船、その他機械装置等に係る中小企業投資促進税制(特別償却 30%又は税額控除 7%)の3年間延長及び中小企業の生産性向上設備(ソフトウェア組込型装置を含む)について即時償却又は税額控除割合の引き上げ等の拡充(法人税・所得税等)

2. 民間の知恵・資金を活かした交通インフラの整備・運営

- ①関西国際空港及び大阪国際空港の公共施設等運営権の設定に伴う特例措置の創設
 - ・ 公共施設等運営権の設定登録に係る登録免許税の特例措置(税率 1/1000→0.5/1000に軽減)の創設
 - ・ 公共施設等運営権の設定に対する対価の益金認識に係る特例措置の創設(法人税等)
- ②成田国際空港(株)の業務用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置(5/6に軽減)の2年間延長
- ③中央新幹線の建設主体が取得する土地及び建物について、登録免許税及び不動産取得税の非課税措置の創設

3. 世界を惹きつける観光立国の実現

- ①外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化
 - ・ 食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、全ての品目を免税対象品目化
 - ・ 購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化
- ②ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価を建物の実態に即したものに直し
 - ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造のホテル・旅館用家屋の経過年数を短縮(50年→45年)

Ⅲ. クリーンで経済的なエネルギー社会の実現

1. 自動車の車体課税の見直し

- ①自動車取得税については、消費税 8%段階で税率の引下げ(自家用自動車:5%→3%、営業用自動車・軽自動車:3%→2%)、エコカー減税の拡充(50%軽減→60%軽減、75%軽減→80%軽減)を行うとともに、消費税 10%段階で廃止。
- ②自動車税については、消費税8%段階でグリーン化特例の2年延長・拡充(概ね75%軽減の新設等)、経年車の重課割合の引上げ(車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車・LPG車:概ね10%重課→概ね15%重課。ただし、バス・トラックについては、現行のまま据え置き)を行うとともに、消費税 10%段階で省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じた環境性能課税を実施。
- ③軽自動車税については、平成27年度以降の新規取得車に係る税率の引上げ(四輪・自家用乗用車:7,200円→10,800円等)を行うとともに、平成28年度から経年車重課(車齢13年超の軽自動車:概ね20%重課)を実施。
- ④自動車重量税については、消費税 8%段階でエコカー減税の拡充(免税対象車の2回目車検時:50%軽減→免税)、経年車に対する課税の引上げ(車齢13年超の自家用乗用車:5,000円→5,400円(平成26年度から)→5,700円(平成28年度から)等)を行うとともに、平成27年度税制改正においてエコカー減税制度の基本構造を恒久化。また、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。

2. モーダルシフト及び省エネ・グリーン化の推進

- ①地球温暖化対策税に係る還付措置の延長
 - ・内航運送事業又は一般旅客定期航路事業の用に供される軽油又は重油、鉄道事業の用に供される軽油、国内定期航空運送事業の用に供される航空機燃料に係る還付措置の3年間延長
- ②環境負荷低減に資する船舶に係る買換特例(圧縮記帳80%)の3年間延長(法人税・所得税)
- ③港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換特例(圧縮記帳80%)の創設(法人税・所得税)
- ④JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得する機関車及びコンテナ貨車に係る固定資産税の特例措置(5年間3/5に軽減)の2年間延長
- ⑤認定低炭素住宅の普及促進を目的とした登録免許税の特例措置(所有権保存登記(一般住宅0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅0.3%→0.1%))の2年間延長

平成26年度国土交通省税制改正

説明資料

都市再興に向けた都市機能の整備のための特例措置の創設(所得税・法人税・固定資産税等)

都市再興の実現に向けて、都市機能(医療、福祉、商業等)の計画的な配置等を推進するため、民間事業者等による都市機能の整備等に対する課税の特例措置を講じる。

施策の背景

現状・課題

○地方都市では、今後、人口が急速に減少することにより、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、生活機能の低下、地域経済・活力の衰退の恐れ。

施策の位置づけ

【日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)(5. 立地競争力の更なる強化)】コンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化...(中略)...により、都市構造のリノベーションを推進する。

税制改正要望の結果

≪移転誘導≫

- 都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例
80%課税繰り延べ (3年間)

≪都市機能を誘導する事業の促進(協力者)≫

- 誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例

- ①居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合 (恒久措置)
買換特例 所得税 100%
- ②居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税(個人住民税)の軽減税率 (恒久措置)
原則: 15% (5%) →6,000万円以下 10%(4%)
- ③長期保有(5年超)の土地等を譲渡する場合 (3年間)
 - ・所得税(個人住民税): 軽減税率 原則 15%(5%) →2,000万円以下 10%(4%)
 - ・法人税: 5%重課 →5%重課の適用除外

- 都市再生推進法人(仮称)に土地等を譲渡した場合の特例

- ①長期保有(5年超)の土地等を譲渡する場合 (3年間)
上記③に同じ
- ②当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合 (恒久措置)
1,500万円特別控除

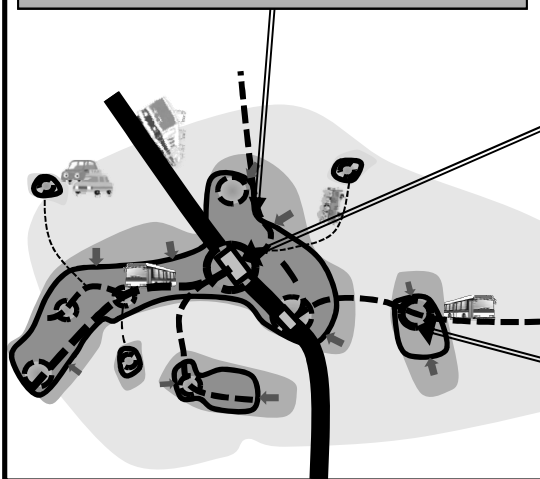
≪都市機能を誘導する事業の促進(事業者)≫

- 都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例(5年間4/5に軽減) (2年間)

都市再興の推進に向けた施策の方向性(地方都市の場合)

ある程度の人口密度を維持

(全ての人を集めることを目指す訳ではない)



地域の核となるエリアに都市機能(医療・福祉・商業等)の計画的な配置を推進

○総合的に診療を行う医療機能等(各都市に1ないし若干数しか立地しない医療機能等)
→既存ストックが充実しているエリアへ立地

○在宅医療・介護を支える訪問看護・介護の機能等
→サービスが最も効率的に行える都市内の各地域の核となるエリアへ立地

優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率の延長 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)

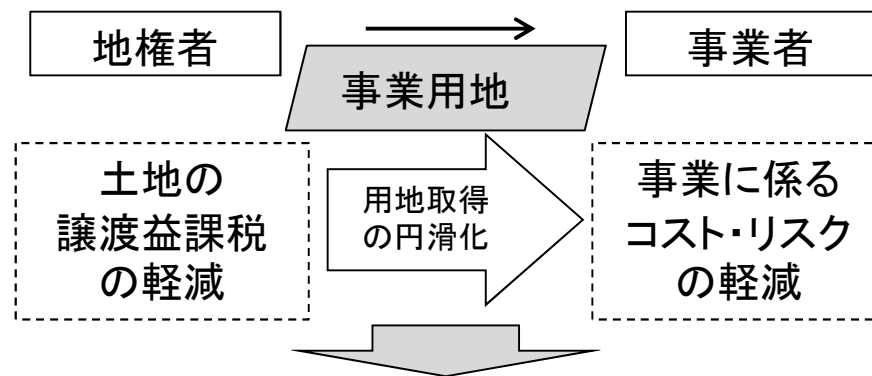
良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の事業(※)を促進するため、当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置(軽減税率)を3年間延長する。

施策の背景

一般的に良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。



税制上の特例措置を講じ、一定の優良な事業を行う民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を図る。



居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進 等

要望の結果

【現行制度】

一定の事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分について右のとおり税率を軽減する。

| | 所得税 | 個人住民税 | 合計 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 本則 | 15% | 5% | 20% |
| 特例 | 10% | 4% | 14% |
| 軽減部分 | 5% | 1% | 6% |

適用期限を3年間(平成28年12月31日まで)延長する。

※法人の場合は、重課制度(長期5%、短期10%)が適用除外。
(ただし、重課制度は平成28年度末まで課税停止。)

(※)

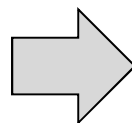
都市再開発法による第一種市街地再開発事業、密集市街地整備法による防災街区整備事業、都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の住宅地造成事業、都市計画区域内における25戸以上の住宅又は15戸以上若しくは床面積が1,000㎡以上の中高層の耐火共同住宅の建設 等

土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)

他の資産との間のバランスの取れた税負担を実現することにより、土地の流動化・有効利用を促進する観点から、個人又は法人が土地等を譲渡した場合の譲渡所得の追加課税制度(重課)の停止期限を3年3ヶ月間(平成29年3月31日まで)延長する。

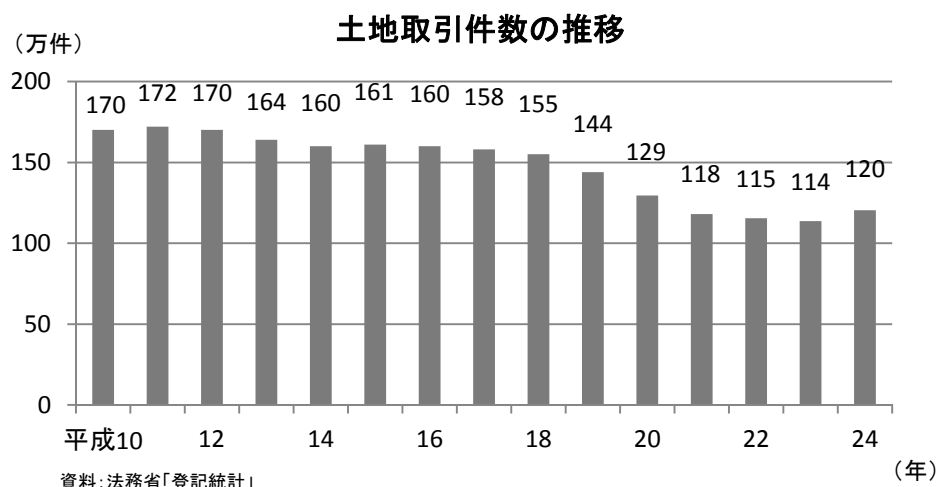
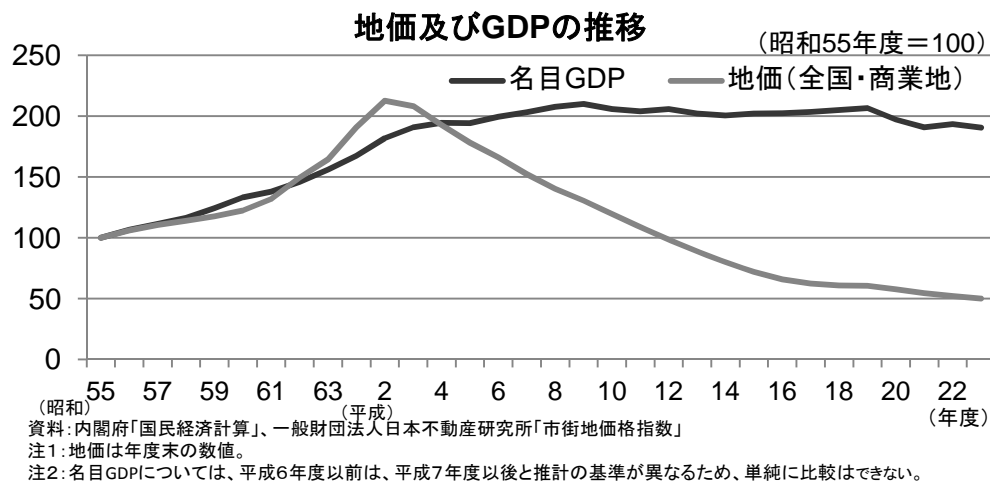
施策の背景

地価は、いわゆるバブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的な下落傾向にある。



重課を停止した平成10年と比較しても、土地取引は活発ではなく、土地等の譲渡による重課の解除は、不動産市場への悪影響をもたらす。

∞



要望の結果

土地譲渡益に対して特別税率が課される法人重課制度及び個人の不動産業者等が所有期間5年以下の土地等を譲渡した場合の事業所得等に係る重課制度の課税停止期限を3年3ヶ月間(平成29年3月31日まで)延長する。(平成10年より課税停止中)

法人重課制度

- ・短期(5年以下)所有土地の場合:通常法人税率+10%
- ・長期(5年超)所有土地の場合:通常法人税率+5%

個人重課制度

譲渡益の52%(所得税40%+住民税12%)等

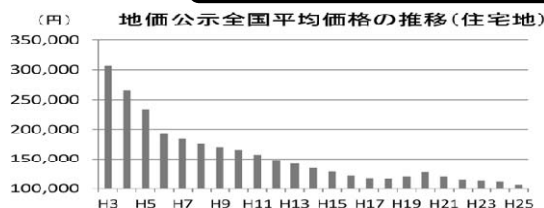
相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除

公共事業推進の大前提となる迅速かつ円滑な用地取得を図るため、相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する(平成33年3月31日まで)。

施策の背景

国際競争力強化のための環状道路等基幹ネットワークの強化、東日本大震災からの復興の加速、国土強靱化に資する緊急輸送道路の再構築など各種公共事業を推進する大前提として、迅速かつ円滑な用地取得が不可欠。

地価の大幅な下落

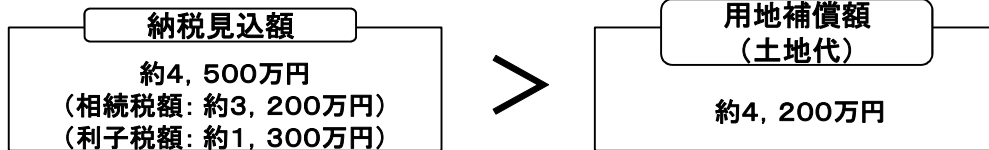


平成3年から平成25年までの間に約65%下落

※相続税路線価: 地価公示価格の約8割

地価水準の高い時点で相続した納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する際に、支払うこととなる相続税等猶予額と現時点で得られる用地売却収入とのアンバランスのため、用地買収が難航し、事業の進捗に影響。

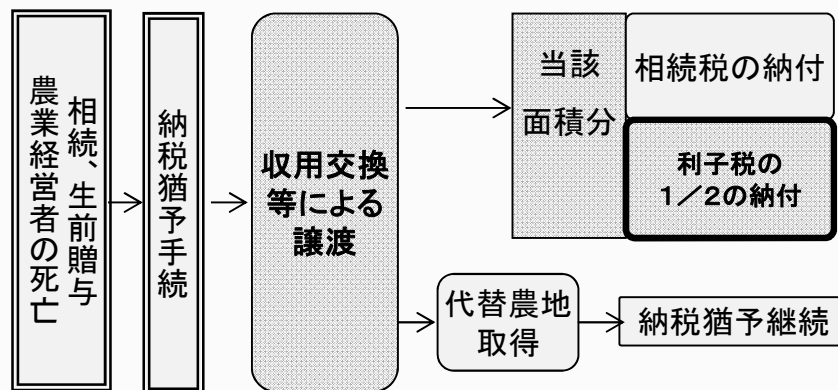
○用地補償額と納税見込額とがアンバランスになるケース



※平成6年に相続した農地200㎡を譲渡した場合

【参考】農地に係る相続税等の納税猶予制度

相続等により農地を取得した相続人等は、引き続き農業を継続する等の条件を満たす場合に、相続税等の納税猶予が受けられる。



要望の結果

相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業の用に供するために譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する(平成33年3月31日まで)。

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長(固定資産税)

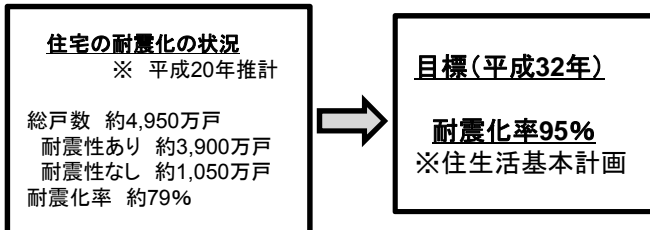
住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

基礎的なストックの質の向上の必要

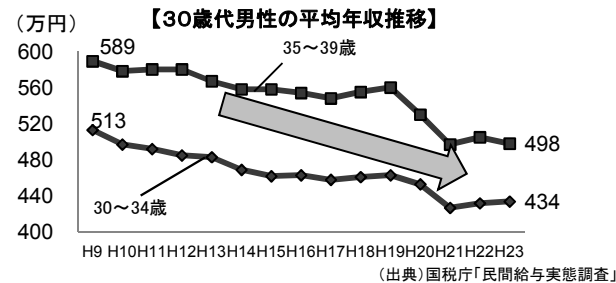
- ・住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- ・耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要。

<住宅の耐震化率の目標>



住宅取得に係る負担軽減の必要

- ・住宅の一次取得者の中心となる30歳代のサラリーマンの平均収入が近年一貫して減少。
- ・本特例は貸家も対象としており、仮に本措置が講じられないと、増税額が家賃に転嫁されるなど、賃貸住宅の入居世帯の負担が増加するおそれ。



【本特例による負担軽減効果(例)】

2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

| | 本特例が無い場合 | 本特例がある場合 |
|-----|----------|----------|
| 1年目 | 15.8万円 | 7.9万円 |
| 2年目 | 14.8万円 | 7.4万円 |
| 3年目 | 13.8万円 | 6.9万円 |

➡ 3年間で約22万円の負担軽減効果 (国土交通省推計)

税制改正要望の結果

新築住宅に係る固定資産税の減額措置

①一般の住宅:3年間 税額1/2減額

②中高層住宅:5年間 税額1/2減額

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

政策目標:無理のない負担での良質な住宅の確保

老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置の創設・延長 (所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税等)

構造耐力が不足している老朽化マンションについて、その建替え等のさらなる円滑化を図るため、関係権利の調整に必要な手続き等を定めるとともに、これに関連する税制上の支援措置を整備する等の措置を講ずる。

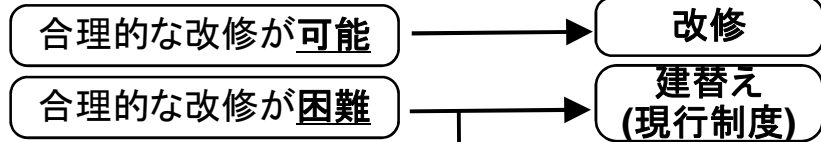
施策の背景

- ・現在のマンションストック総数は約590万戸(H24年末時点)
- ・そのうち、旧耐震基準に基づき建設されたものは、現在約106万戸
- ・マンション建替えの実績は累計で183件、約14,000戸(H25年4月時点)



人命保護の観点から、構造耐力が不足(耐震性等)している老朽化マンションの建替え等が喫緊の課題

【老朽マンション対策に係る制度】



特に対策が必要な老朽マンションについて新たな権利調整ルールを創設

構造耐力が不足しているもの

認定建物敷地売却
(新制度)

区分所有者集会における決議

組合の設立認可

決議反対区分所有者への売渡請求

権利消滅期日(仮称)

※売却マンション・敷地利用権が組合に帰属

買受者への売却

建物の取壊し

税制改正要望の結果

○特例措置の延長(現行建替え制度)

登録免許税(施行者等に係る特例) ※H28.3.31まで

- ・権利変換手続開始の登記の非課税措置
- ・組合が売渡請求等により取得する区分所有権、敷地利用権の登記の非課税措置
- ・権利変換後の土地に関する登記の非課税措置

○特例措置の創設(認定建物敷地売却[新制度])

<転出者に係る特例>

所得税・法人税・住民税・事業税

※居住している区分所有者については、所得税等の3000万円特別控除の適用が可能

- ・区分所有者の長期譲渡所得の軽減税率 ※H28.12.31まで
(所得税(住民税):15(5)%→2000万円以下10(4)%、法人税:5%重課免除)
- ・一定の区分所有者の譲渡所得の1500万円特別控除
- ・移転等の支出に充てる借家人補償金の総収入金額の不算入措置

<施行者等に係る特例>

登録免許税・不動産取得税 ※H28.3.31まで

- ・分配金取得手続開始の登記(仮称)の非課税措置(登録免許税)
- ・組合が取得する区分所有権、敷地利用権の登記の非課税措置(〃)
- ・権利消滅期日(仮称)後の建物及び土地に関する登記の非課税措置(〃)
- ・組合が取得する不動産の非課税措置(不動産取得税) ※認定を受けた建替えにおいても創設

法人税・法人住民税・事業税・事業所税・消費税・地方消費税

- ・組合の非収益事業所得の非課税措置(法人税、法人住民税、事業税、事業所税)
- ・資産の譲渡等の時期、仕入税額控除、申告期限の特例(消費税、地方消費税)

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長する。

税制改正要望の結果

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

登録免許税

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記: 一般住宅特例0.15% → 0.1%

所有権移転登記: 一般住宅特例0.3% → 戸建て: 0.2%

マンション: 0.1%

固定資産税

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長

戸建て: 3年 → 5年、マンション: 5年 → 7年

不動産取得税

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

一般住宅特例1,200万円 → 1,300万円

施策の背景

住宅ストックは量的に充足した一方で、

- ▶ 本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来
- ▶ 環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要
 [「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」より]

政策の目標

「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」等を踏まえ、将来にわたり活用される良質な住宅ストックの形成を進め、成熟社会にふさわしい豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。

【目標】 新築住宅における認定長期優良住宅の割合

8.8%(※) → 20%(平成32年度)

※認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月の数値

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

平成24年度の認定戸数: 107,552戸

《長期優良住宅認定基準のイメージ(戸建て)》

劣化対策

数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること

長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能

必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること

維持管理・更新の容易性

内装・設備の清掃・点検・補修・更新を容易に行うために必要な措置が講じられていること

耐震性

免震建築物であること又は耐震等級2であること等

計画的な維持管理

定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること

住戸面積

75㎡以上かつ一つの階が40㎡以上(地域の実情により増減可)

居住環境

良好な景観の形成等に配慮されたものであること



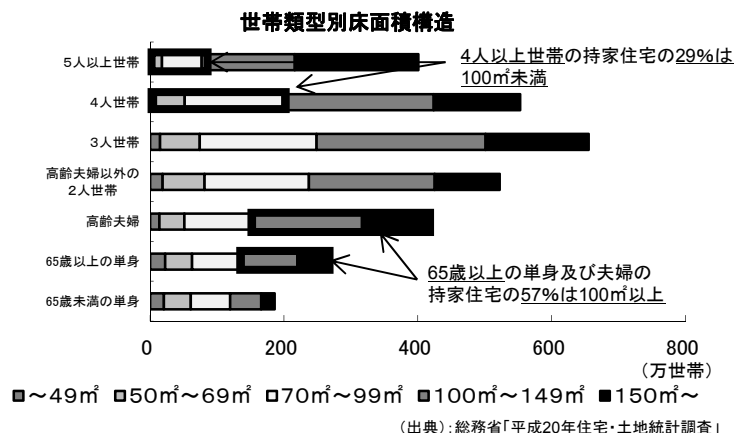
居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

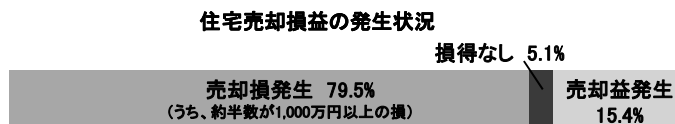
居住のミスマッチ

世帯人数の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さに**ミスマッチ**がみられる



住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、**約8割において売却損が発生**しており、住替えの支障となっている。また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生する。



税制改正要望の結果

譲渡損に係る繰越控除・譲渡益に係る課税の繰延べ

居住用財産の譲渡に当たり、譲渡損又は譲渡益が生じた場合に依じて、それぞれ税制上の特例措置を講ずる。

【譲渡損が生じた場合】

・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

→ 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

・居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

→ 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

【譲渡益が生じた場合】

・居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例

→ 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合には譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合には、その差額分について譲渡があったものとし課税(※譲渡資産価額要件を1億円以下に見直し)

適用期限を平成27年12月31日まで2年延長

政策目標: 多様なライフステージに応じた円滑な住替えの実現

中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化のための特例措置の創設・拡充 (所得税・個人住民税・贈与税・登録免許税・不動産取得税)

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、一定の質の向上が図られた中古住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置を創設する。また、住宅ローン減税等各種特例措置の拡充を行い、中古住宅の取得後に耐震改修工事を行う場合についても、各種特例措置の適用対象とする。

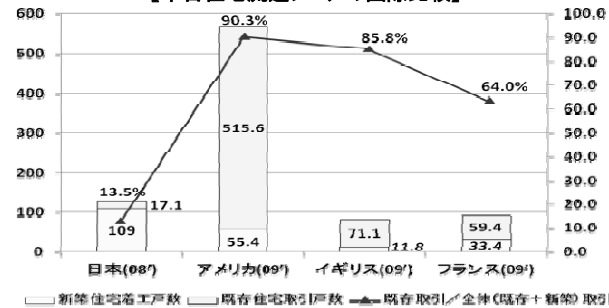
施策の背景

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

中短期工程表「立地競争力の更なる強化」、「国民の「健康寿命」の延伸」
 ・中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増
 【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】

中古住宅流通の現状

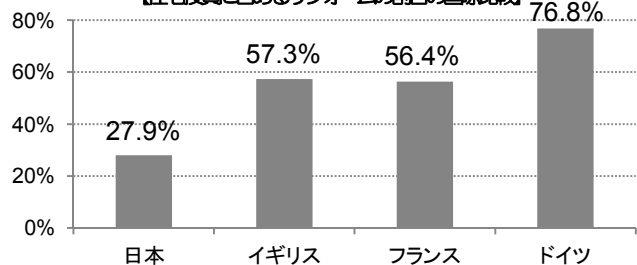
全住宅流通量に占める中古住宅の流通シェアは約13.5%であり、欧米諸国と比べると低い水準にある。
 【中古住宅流通シェアの国際比較】



リフォーム市場の現状

我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は27.9%で、欧米諸国と比較して小さい。

【住宅投資に占めるリフォームの割合の国際比較】

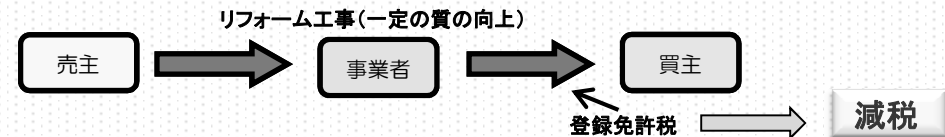


税制改正要望の結果

買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の創設

- 買取再販は、ノウハウを有する事業者が効率的・効果的に住宅ストックの質の向上を図る事業形態であり、買主は、住宅の質の安心を確保した上で入居することができるものであることから、中古住宅流通・リフォーム市場拡大の起爆剤として期待。
- 買取再販事業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた中古住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引き下げることで、消費者の負担を軽減する。

所有権移転登記：0.1%（本則2%、一般住宅特例0.3%）（適用期間：H26.4.1～H28.3.31）

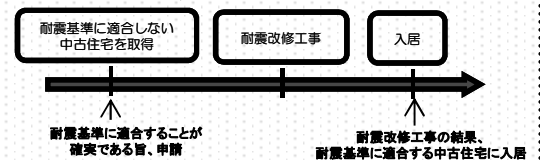


中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合における住宅ローン減税等の適用

- 現行では、耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、耐震改修工事を行った後に入居する場合に税制上の各種特例措置が受けられず、このことが中古住宅取得の支障の一因となっている。
- こうした場合であっても、耐震基準への適合が確実であることにつき証明がなされた場合には、耐震基準に適合した中古住宅を取得した際と同様に、以下の特例措置の適用を可能とする。

- ・住宅ローン減税
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等
- ・既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置

(参考) 左記の特例措置が適用可能となる場合のイメージ



航空機燃料税の特例措置の延長(航空機燃料税)

現行の特例措置の概要

| | |
|--------|----------------------------------|
| 本則 | 26,000円/kℓ → 18,000円/kℓ |
| 沖縄路線 | 13,000円/kℓ → 9,000円/kℓ (本則の1/2) |
| 特定離島路線 | 19,500円/kℓ → 13,500円/kℓ (本則の3/4) |
| 適用期限 | 平成26年3月31日まで |

税制改正要望の結果

適用期限
特例措置を3年間延長
(平成29年3月31日まで)

社会情勢の変化

- 国内における少子高齢化・人口減少の進展
- グローバル化の進展・アジアの急成長

航空業界の変化

- 羽田の再国際化・オープンスカイの進展
- LCC・中東系航空会社の台頭

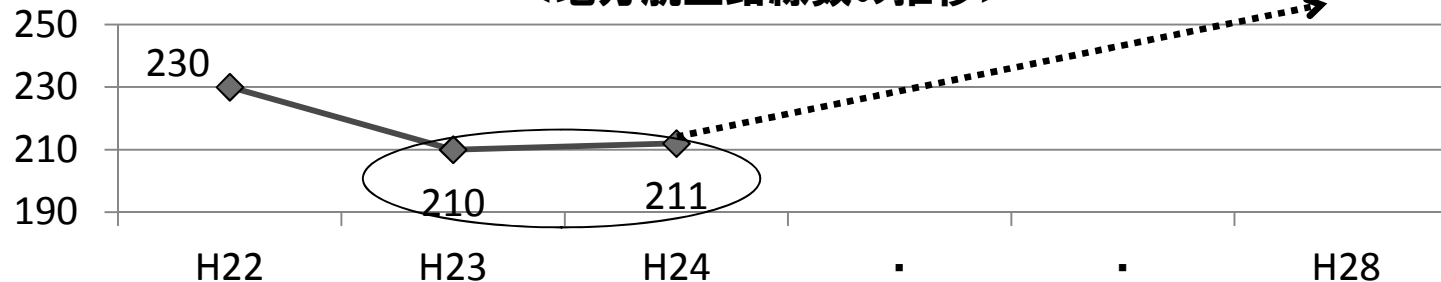
さらに、現下の不透明な経営環境(円安・燃油価格高騰)

更なる
競争激化

国内航空ネットワークの現状

- 大幅に縮小された国内航空ネットワークは回復には至っていない

<地方航空路線数の推移>



航空会社の更なるコスト削減努力



航空機燃料税の特例措置の継続

国内航空ネットワークの回復
による利用者利便の向上

国内線に就航する航空機に係る特例措置の延長及び拡充（固定資産税）

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、

- ・特例措置の適用期限を2年間延長
- ・最大離陸重量50トン未満の航空機に係る課税標準の軽減措置を拡充

施策の背景

我が国航空会社の現状

- グローバル化や航空自由化の進展
- 国際航空市場で厳しい競争に直面
- LCCの本格参入など利用者ニーズの多様化に応じた新サービスの登場

地方路線を巡る環境

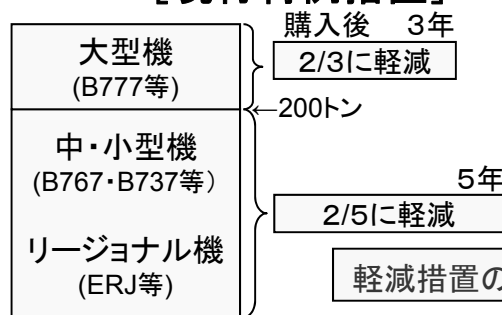
- 地方において顕著な人口減少・少子高齢化
- 内部補助など航空会社の企業努力による地方航空ネットワーク維持には限界
- 耐用年数を迎え、機材更新が必要な地域航空会社の小型機が増加

地方航空ネットワーク維持のための支援が必要

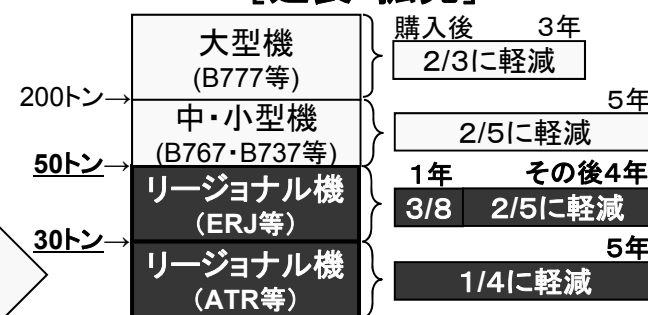
具体的施策

税制改正要望の結果

【現行特例措置】



【延長・拡充】



軽減措置の拡充

【現行】

- 最大離陸重量200トン以上
最初の3年間2/3に軽減
- 最大離陸重量200トン未満
最初の5年間2/5
ただし、地方路線就航時間割合が2/3以上に限る。(2/3未満は200トン以上と同率を適用)
- ・適用期限
平成26年3月31日まで

【結果】

- ・適用期限の延長
平成28年3月31日まで2年間延長
- ・軽減措置の拡充
最大離陸重量50トン未満
初年度3/8、その後4年間2/5
最大離陸重量30トン未満
最初の5年間1/4
ただし、羽田・伊丹路線就航時間割合が1/3未満に限る。(1/3以上は50トン以上200トン未満と同率を適用)

政策目標：現行の地方航空ネットワークの維持

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置の延長

地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置の延長

背景

- バリアフリー化が進展している一方で、鉄道については、物理的制約等による整備困難な駅の存在が顕在化しているほか、ホームドアの設置等一層の高度化への対応が課題。

施策の目標

- 平成32年度末を目標とする新整備目標（基本方針）を設定（H23.3）
 - ・対象駅を1日当たりの平均的な利用客5000人以上から3000人以上へ拡大
 - ・平成32年度までに、原則としてすべての対象駅についてエレベーター等を設置
 - ・ホームドアの整備の必要性に言及
- 第3次社会資本整備重点計画の策定（H24.8）
 - ・1日当たりの平均的な利用客10万人以上の駅について、ホームドアの優先的な整備を実施

鉄道駅等におけるバリアフリー化の投資インセンティブが引き続き必要

税制改正要望の結果

特例措置の対象

- 鉄道事業者等が取得した以下の固定資産
- ①ホームドアシステム
 - ②エレベーター

ホームドア



特例措置の内容

固定資産税・都市計画税：課税標準5年間2/3に軽減
適用期限：平成28年3月31日まで2年間延長

エレベーター



地域公共交通活性化・再生法に基づく 鉄道事業再構築事業に係る課税標準の特例措置の延長

背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。
- こうした状況を踏まえ、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところであり、本特例措置の延長が必要不可欠。

施策の目標

鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

税制改正要望の結果

特例措置の対象

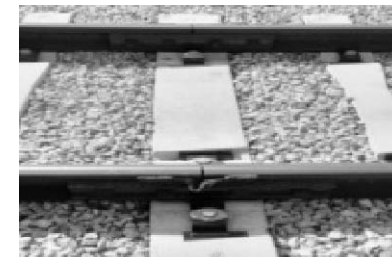
鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者が、国の補助を受けて取得する線路設備、電路設備、停車場、車両等

特例措置の内容

固定資産税・都市計画税：課税標準5年間1/4に軽減
適用期限：平成28年3月31日まで2年間延長



車両の更新



線路設備（軌道改良（PCまくら木化））

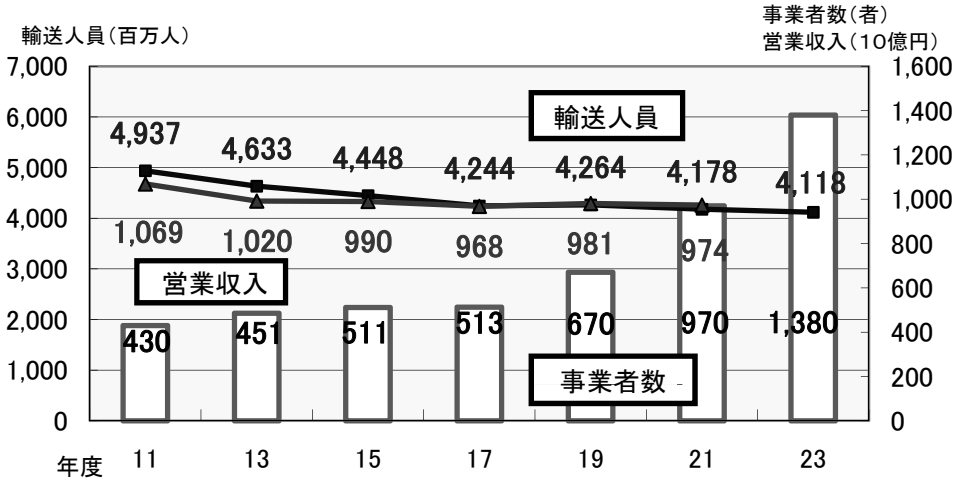
都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

施策の背景

- 人口減少、少子高齢化、マイカーの普及等により、バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、昨今の景気の悪化や燃料の高騰等もあり、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。
- 地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命及び社会的責任を果たすとともに、人々の社会参加の機会の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図るためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

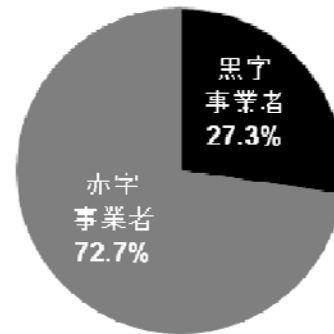
乗合バス事業の現状

輸送人員及び営業収入は引き続き長期的に減少傾向にある。



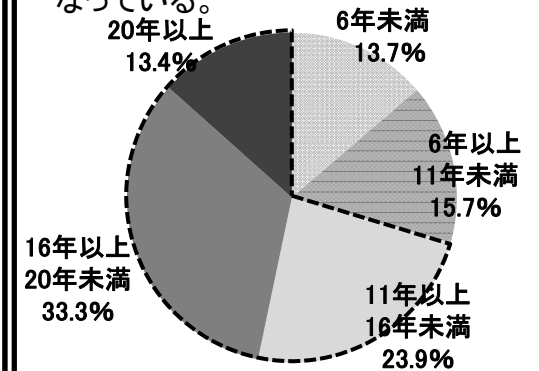
乗合バス事業者の収支状況

乗合バス事業者の 3/4 が赤字事業者となっている。



乗合バス車両の車齢

乗合バス車両の車齢の分布をみると、**7割強**が11年を超える車両となっている。



※過去7年間に運賃改定を実施した27事業者5,683両の集計

施策の目標

地方バス路線の維持率 97.7% (平成24年度) ⇒ 100% (平成25年度)

要望の結果

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線(住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの)の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を2年間延長する。

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

現行制度

奄美群島において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備等を取等した
場合、5年間割増償却ができる。

施策の背景

奄美群島において、高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の課題に対応し、雇用機会の拡大、定住人口の確保を
図るためには、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による
投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要。

人口減少・高齢化

全国や鹿児島県全体に比べ、人口減少・高
齢化が進展。

人口増減率(H17~H22)

:全国+0.2% 県全体:△2.7% 奄美△6.1%

高齢者率(H22)

:全国 23.0% 県全体 26.5% 奄美 29.1%

若年層を中心とした人口流出

奄美群島の人口動態をみると、自然減は
平成2年から始まっている一方、社会動態
は昭和50年より一環して減少。
平成23年の新規高校卒業者の群島内就職
率は12.4%で、約9割が群島外に就職。

県平均を大きく下回る事業所規模

奄美群島の4人以上の事業所で1事業所
あたりの従業員数は10.3人であり、県平
均(28.8人)、全国平均(32.2人)を大きく下
回っており、零細事業者が多い。

税制改正要望の結果

適用期限を平成27年3月31日まで1年間延長する。

対象業種、取得価額要件等

(1)対象業種、取得価額要件等

■製造業・旅館業

| 資本金5,000万円以下 | 資本金5,000万円超1億円以下 | 資本金1億円超 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 500万円以上の機械・装置、 建物・附属設備、構築物に係る取得等 | 1,000万円以上の機械・装置、 建物・附属設備、構築物に係る新增設 | 2,000万円以上の機械・装置、 建物・附属設備、構築物に係る新增設 |

■農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等

(2)償却率 機械・装置:普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%

(3)償却期間 5年

既存建築物(非住宅)の改修投資促進のための特例措置の創設 (所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税)

耐震化、省エネ化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進し、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るため、以下の特例措置を創設する。

既存建築物(非住宅)の耐震改修投資促進のための特例措置(法人税・所得税・固定資産税)

○改正耐震改修促進法(平成25年11月施行)に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、以下の特例措置を講じる。

【法人税・所得税】

耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却ができることとする。

【固定資産税】

耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分から2年度分の固定資産税について、固定資産税額の2分の1に相当する額を減額する(ただし、改修工事費の2.5%を限度とする)。

既存建築物(非住宅)の省エネ投資促進のための特例措置(法人税・所得税等)

○産業競争力強化法の制定に伴い、製造業・非製造業の生産性向上を図る「生産性向上を促す設備等投資促進税制」において、建築物全体の省エネ性能に大きく影響するLED等の照明や断熱窓等の先端的な省エネ設備^(※1)について、以下の特例措置を講じる。また、建築物本体の省エネ改修についても、一定の利益率向上^(※2)があれば、同様の措置の対象となる。

| 取得等の期間 | 対象 | 償却率等 |
|--|------------------------|--|
| 産業競争力強化法～H28.3.31 の施行日* <small>* 法律の公布の日から3ヶ月を超えない範囲内で 政令で定める日から施行</small> | 事業の用に 供した一定 の設備等 | 即時償却 又は 税額控除5%(建物・構築物は3%) |
| H28.4.1～H29.3.31 | | 特別償却50%(建物・構築物は25%) 又は 税額控除4%(建物・構築物は2%) |

(※1) 先端的設備

一定の建物(断熱材・断熱窓)、建物附属設備(LED、冷暖房、昇降機設備等)、器具備品等で、最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均1%以上向上)を満たすもの。

(※2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

建物、建物附属設備、器具備品等で、経済産業局の確認を受けた投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であるもの。

※税額控除は、当期法人税額の20%が上限

港湾の私有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の創設(法人税)

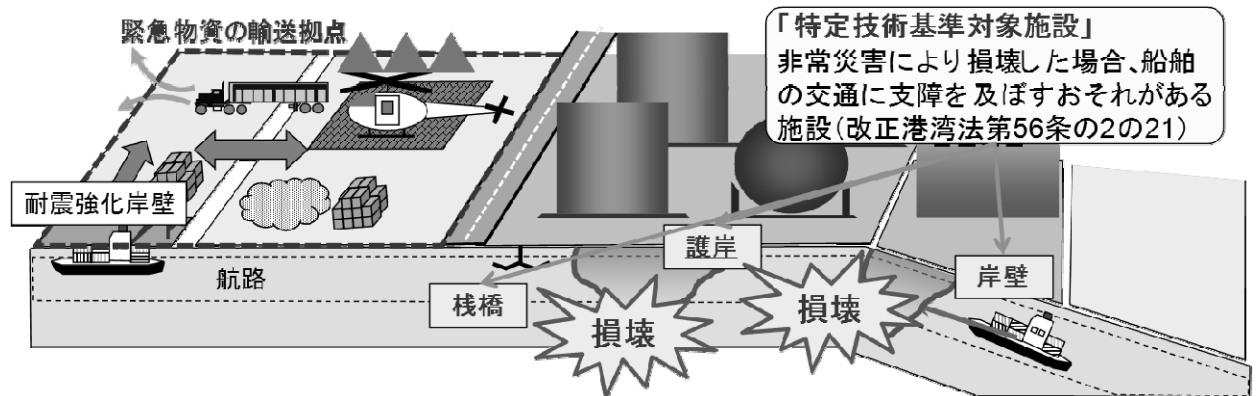
大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の法人税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 東日本大震災では、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が損壊し、航路内に土砂が流出する等、船舶の航行にも支障を及ぼした。
- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、耐震強化岸壁の整備が進められているが、首都直下型地震等が発生した場合には民間事業者が管理する航路沿いの護岸が液状化等により損壊し、緊急物資の輸送が困難となる等、港湾機能が麻痺する恐れがある。
- このため、港湾法を改正し、港湾管理者が私有護岸等の維持管理状況について立入検査や勧告・命令を実施予定。(来年6月までに施行)
- 一方、民間事業者が耐震改修を行う場合、多額の費用を要することから企業活動を圧迫しかねず、耐震改修を促進するためには支援措置が必要。



東日本大震災における港湾施設の被災



大規模地震発生時の航路機能の確保

要望の結果

- 大規模地震が発生した場合において船舶の交通を確保するため、民間事業者が所有する**特定技術基準対象施設**を耐震改修した場合の法人税の特例措置を創設する。

- ・特例措置の内容：法人税の特例措置(特別償却(20%))
- ・対象施設：民間事業者が所有する特定技術基準対象施設(護岸等)

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

施策の背景

- 近年、集中豪雨等による水災が多発する一方で、水防の担い手が減少・高齢化。
- 地下街等は、浸水スピードが速く、閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きい。
また、浸水が発生した場合、都市・経済活動が機能不全に陥る。



福岡市営地下鉄博多駅(平成15年7月)

制度・規制面の環境整備

【浸水防止対策の強化】水防法を改正(平成25年7月施行)

- 河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する、地下街等による浸水防止対策(①浸水防止計画(※)の作成、②訓練の実施、③自衛水防組織の設置)を新たに義務付け。
※「避難確保・浸水防止計画」として、避難確保に関する事項も記載
- 説明会等を通じて改正法の周知を進めつつ、地下街等の事業者に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を実施し、浸水防止対策等を促進。

税制改正要望の結果

- 特例措置の対象：浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備(止水板、防水扉等)
- 特例措置の内容：最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置を平成26年4月1日から3年間に限り講ずる

止水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機



バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設（法人税）

施策の背景

- 排出されるバラスト水中の外来性生物による海洋生態の破壊を防止するために、船舶へのバラスト水処理装置の搭載を義務付け。
- バラスト水処理装置の搭載工事に伴う船社(海運事業者)への高額な費用負担が発生。
- 短期間に工事が集中し、海外造船所へ工事流出が危惧。

※バラスト水:船を安定させるために積み込む水

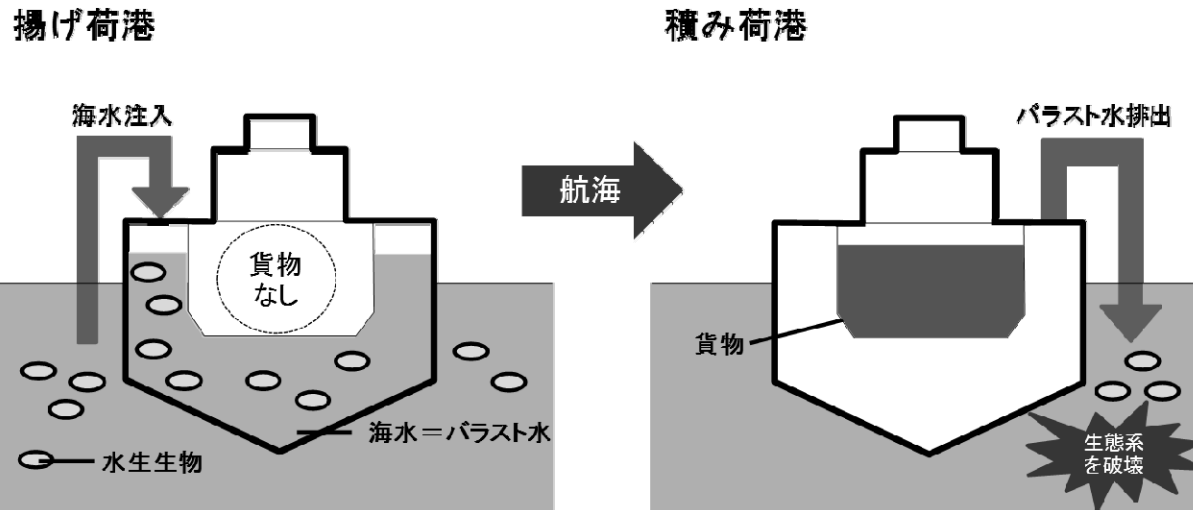
要望の結果

バラスト水処理装置の搭載に要した費用は修繕費として一括損金経理を可能とする。

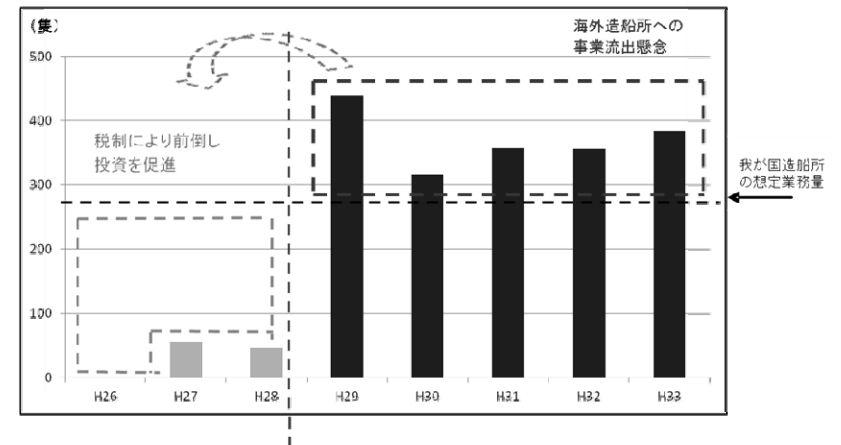
税制の効果

- 早期のバラスト水処理装置の搭載を誘導し、海洋生態の破壊の防止に寄与。
- 規制開始前におけるバラスト水処理装置の搭載を促進することで、国内造船所の受注機会の確保が図られる。

<バラスト水イメージ図>



<今後バラスト水処理装置を搭載する日本商船隊隻数(イメージ)>



国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の延長及び拡充（登録免許税）

施策の背景

- 東日本大震災や原発事故を契機として、日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立の重要性が改めて明確化。
- 特に、日本商船隊の中でも国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加を図ることが喫緊の課題。
- 登録免許税は、我が国での船舶投資に係る初期負担を外国に比べて重いものとする一因となっており、継続して税制上の支援を行うことが必要。

要望の結果

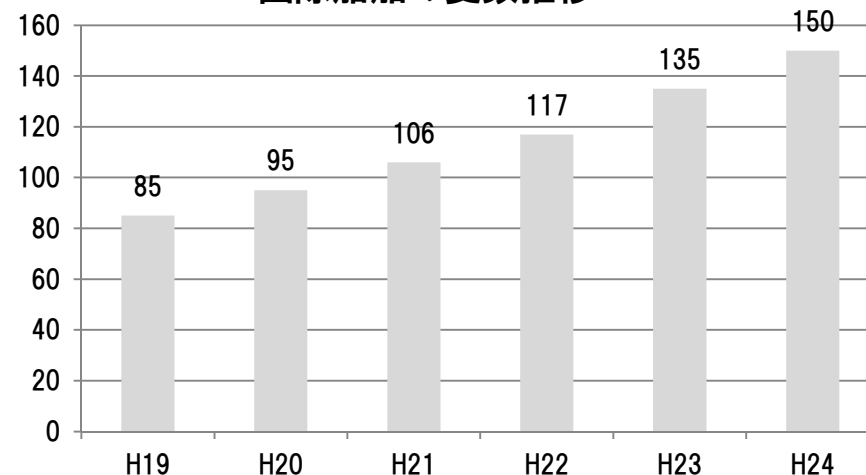
2年間の延長

所有権保存登記 3.5/1000(本則4/1000)
抵当権設定登記 3.5/1000(本則4/1000)

税制の効果

- 国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の保有を促進し、日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立が図られる。

国際船舶の隻数推移



中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制)の延長及び拡充(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック(車両総重量3.5t以上)、内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を3年間延長する。また、中小企業の生産性向上設備(ソフトウェア組込型装置を含む)については、即時償却又は税額控除割合の上乗せ等の拡充を行う。

施策の背景

長引く景気低迷による荷動きの減少等により、トラック事業、内航海運業等の経営は極めて厳しい状況。

貨物車両の平均使用年数は増加傾向、内航貨物船は老朽化が進行

・トラックの平均使用年数

〈 11.2年(平成15年) → 11.9年(平成19年) → 12.8年(平成24年) 〉

・内航貨物船の老朽化率(船齢14年以上)

〈 51%(平成15年) → 66%(平成19年) → 74%(平成24年) 〉

中小企業の設備投資を促進するための特例措置が必要

具体的施策

税制改正要望の結果

〔特例内容〕

所得税、法人税:特別償却30%又は税額控除7%

(中小企業の生産性向上設備(ソフトウェア組込型装置を含む)については、即時償却又は税額控除(税額控除利用可能な法人の拡大(資本金3,000万円→1億円)、控除割合の上乗せ(資本金3,000万円以下の法人7%→10%)の拡充)

〔対象設備〕

トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア

〔適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長〕

政策の目標

トラック車両、内航貨物船、その他機械装置等の購入・代替の促進



- ・トラックの代替促進により、環境負荷の軽減等に寄与
- ・老朽船の代替建造を通じ内航貨物輸送の効率化、環境負荷低減等に寄与
- ・幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復に寄与

関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定に係る諸税の特例措置の創設 (登録免許税・法人税等)

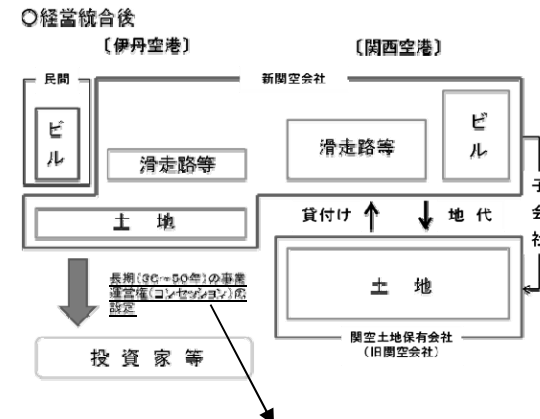
施策の背景・目的

関西国際空港(関空)の整備に要した約1.2兆円の債務の早期返済・健全なバランスシートの構築
⇒前向きな投資の実行、競争力・収益力を強化

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律
(平成23年法律第54号)

- ① 関空・伊丹の経営統合・一体運営による事業価値の増大
⇒法人税、固定資産税等の特例を措置(H23, 24年度要望)
- ② 関空・伊丹に係るコンセッションの実施
⇒公共施設等運営権の設定に係る特例措置の創設(H26年度要望)

- ・関空の整備に要した債務の早期かつ確実な返済
- ・関空の我が国の国際拠点空港としての機能の再生・強化
- ・両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空需要の拡大



○可能な限り速やかに(早ければ2014年度にも)公共施設等運営権の設定(いわゆるコンセッション方式によるPFI事業)を行う。(新関西会社中期経営計画・抜粋)

税制要望の結果

関空の国際拠点空港としての機能の再生・強化、関空・伊丹の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るため、両空港に係るコンセッションを適時かつ適切な条件で実施するために必要となる税制特例を創設する。

登録免許税

・関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率を2年間0.5/1000(本則:1/1000)に軽減する。 [適用期間:平成26~27年度]

法人税等

・関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価について、延払基準の方法により益金算入する。

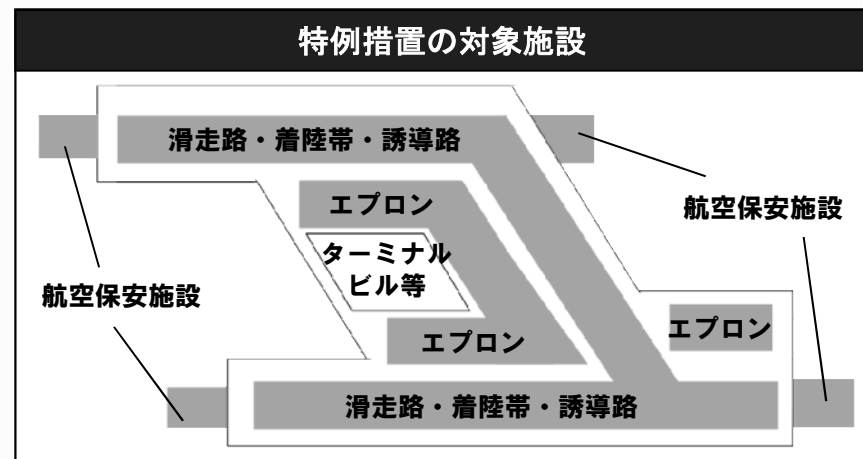
成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置の延長(固定資産税、都市計画税)

【 税制改正要望の結果 】

成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産について、課税標準を6分の5に軽減する措置の適用期限を2年間（平成27年度末まで）延長する。

(特例の対象施設)

- ①空港基本施設の用に供する土地・構築物（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）
- ②航空保安施設の用に供する固定資産（進入灯、滑走路灯、計器着陸用施設等）



背景

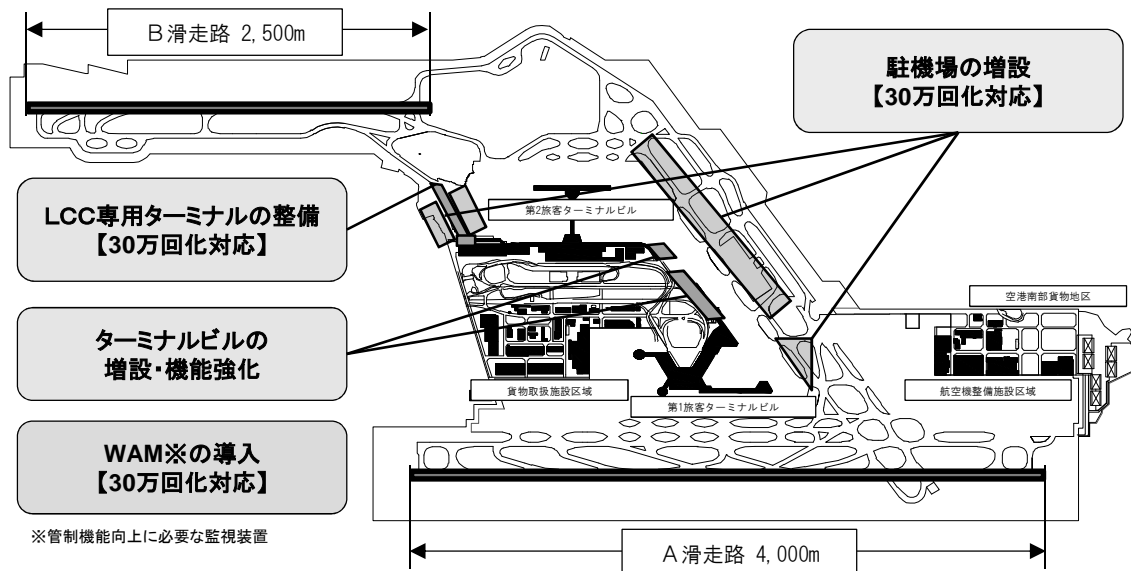
・アジア諸国とのハブ空港間競争が激化する中、成田空港の国際競争力を強化していくことは、我が国の経済発展にとって急務。

・2020年に開催される東京オリンピック、さらにその先の首都圏の国際航空需要の増大に対応するためにも、さらなる空港機能の強化が必要。



・成田国際空港株式会社は、今後、継続的な大規模設備投資を行う必要があり、安定経営を図ることが不可欠。

今後の施設整備概要



新幹線用不動産取得に係る非課税措置の創設（登録免許税・不動産取得税）

背景

- 中央新幹線は、東京・名古屋間においては2027年(平成39年)、名古屋・大阪間においては2045年(平成57年)の開業に向けて手続等を行っている。
- 交通政策審議会中央新幹線小委員会答申において述べられているとおり、中央新幹線は、早期に三大都市圏を直結することで、沿線地域の振興に寄与し、国際競争力を大きく向上させるものと期待されている。
- そのためには、建設主体の負担軽減による整備促進は不可欠であり、上記時期での着実な開業に向けた環境を整備することが必要である。

施策の目標

東京・名古屋間及び名古屋・大阪間の目標年次での着実な開業に向けて必要不可欠な土地等の取得促進を図る。

税制改正要望の結果

◆特例措置の対象

全国新幹線鉄道整備法第6条に基づき国土交通大臣から指名された中央新幹線の建設主体が、当該新幹線事業用不動産として取得する土地・家屋

◆特例措置の内容

登録免許税:所有権移転登記 非課税措置 (本則20/1000)

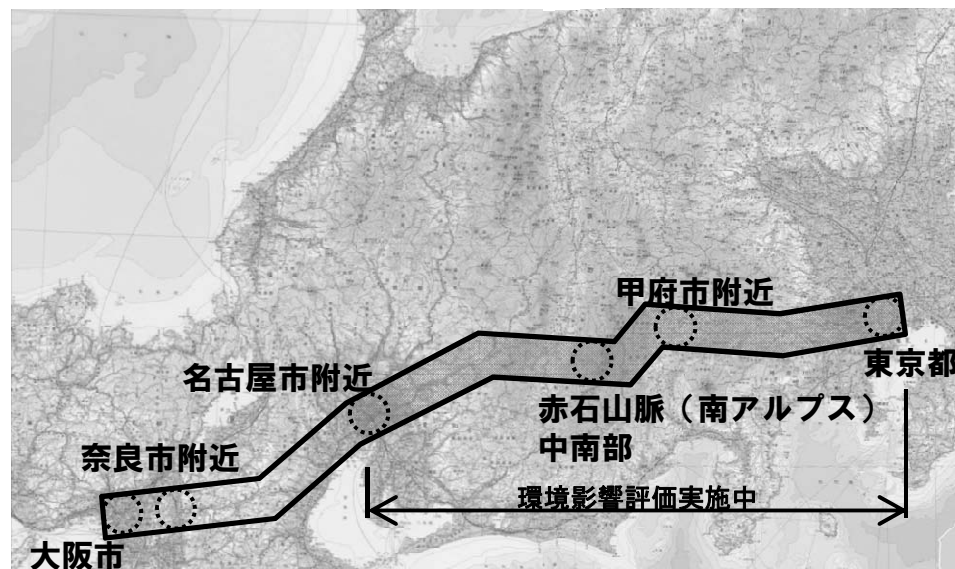
所有権保存登記 非課税措置 (本則 4/1000)

地上権設定登記 非課税措置 (本則10/1000)

不動産取得税:非課税措置

<中央新幹線の概要>

| | 東京・大阪間 | 東京・名古屋間 |
|-------------|--------------|--------------|
| 路線延長 (km) | 438 | 286 |
| 所要時分 (分) | 67 | 40 |
| 建設費 (億円) | 90,300 | 54,300 |
| JR東海の想定開業年次 | 2045年(平成57年) | 2027年(平成39年) |



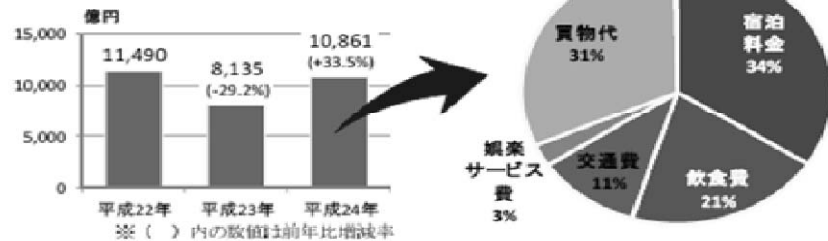
外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大及び手続の簡素化(消費税)

外国人旅行者のショッピングにおける利便性を向上させ、日本における旅行消費を増加させるため、免税対象品目を拡大し、全ての品目を免税対象品目とするとともに、利便性の観点から免税手続を簡素化する。

要望の背景

外国人旅行者の訪日動機において、ショッピングについての期待は高く、外国人旅行消費額全体の約30%をショッピングが占めている。一方で、外国人旅行者が日本で購入した物品のうち購入率の上位となっている食品類、飲料類、化粧品類、薬品類等が現在免税対象品目から除外されている。また、免税手続に時間を要し、外国人旅行者の利便性を損ねている。

○外国人旅行消費額(2012年観光庁調査)



○訪日人数上位5国籍の外国人旅行者が日本で購入した物品(購入率)
(2012年観光庁調査)

| 国籍 | 韓国 | 台湾 | 中国 | 米国 | 香港 |
|----|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|
| 1位 | 菓子類 | 菓子類 | 菓子類 | 食品、飲料、酒 | 菓子類 |
| 2位 | 食品、飲料、酒 | 化粧品、医薬品 | 化粧品、医薬品 | 菓子類 | 服(和服以外)、かばん |
| 3位 | 化粧品、医薬品 | 食品、飲料、酒 | 食品、飲料、酒 | 和服(着物)、民芸品 | 食品、飲料、酒 |
| 4位 | 服(和服以外)、かばん | 服(和服以外)、かばん | 服(和服以外)、かばん | 服(和服以外)、かばん | 化粧品、医薬品 |
| 5位 | 和服(着物)、民芸品 | 和服(着物)、民芸品 | カメラ、ビデオカメラ、時計 | 化粧品、医薬品 | 和服(着物)、民芸品 |

※ □ 部分の外国人旅行者に人気のある品目が免税対象外(諸外国では免税対象としている国・地域が多い。)

結果の概要

■免税対象品目の拡大

- 食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、全ての品目を免税対象品目とする。

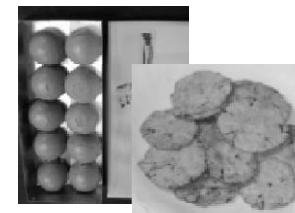
■免税手続の簡素化

- 購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化を行う。

飲料類



食品類



たばこ



化粧品類



薬品類



ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し(固定資産税)

平成27年度の評価替えにおいて、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造のホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の経過年数を45年(現行50年)に短縮する。

結果の概要

【現行】 固定資産評価基準における経年減点補正率基準表の経過年数(非木造建物)

| 種類 構造 | 事務所 銀行 | 住宅 アパート | 店舗 病院 | 百貨店 ホテル 劇場 娯楽場 | 市場 | 工場 倉庫 発電所 (一般用) | 公衆 浴場 |
|----------------------------|-----------|------------|----------|-------------------------|-----|--------------------------|----------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 | 65年 | 60年 | 50年 | 50年 | 45年 | 45年 | 35年 |
| 煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造 | 50年 | 45年 | 45年 | 45年 | 35年 | 40年 | 34年 |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの) | 45年 | 40年 | 40年 | 35年 | 35年 | 35年 | 30年 |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの) | 34年 | 30年 | 30年 | 28年 | 28年 | 26年 | 21年 |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの) | 24年 | 20年 | 20年 | 20年 | 20年 | 18年 | 16年 |

【改正案】

| 種類 構造 | 事務所 銀行 | 住宅 アパート | 店舗 病院 | 百貨店 劇場 娯楽場 | ホテル 旅館 | 市場 | 工場 倉庫 発電所 (一般用) | 公衆 浴場 |
|----------------------------|-----------|------------|----------|------------------|-----------|-----|--------------------------|----------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 | 65年 | 60年 | 50年 | 50年 | 45年 | 45年 | 45年 | 35年 |
| 煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造 | 50年 | 45年 | 45年 | 45年 | 45年 | 35年 | 40年 | 34年 |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの) | 45年 | 40年 | 40年 | 35年 | 35年 | 35年 | 35年 | 30年 |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの) | 34年 | 30年 | 30年 | 28年 | 28年 | 28年 | 26年 | 21年 |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの) | 24年 | 20年 | 20年 | 20年 | 20年 | 20年 | 18年 | 16年 |

(参考) ホテル・旅館施設数: 54, 540施設(ホテル営業: 9, 796、旅館営業44, 744、平成25年3月31日現在)

車体課税の見直し（自動車取得税・自動車税・軽自動車税・自動車重量税）

車体課税については、以下のとおり、自動車取得税の税率引下げ、自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税の拡充、自動車税のグリーン化特例の延長・拡充、軽自動車税の見直し等を行う。

自動車取得税

○消費税8%時(H26年度以降)
 <税率の引下げ>(H26.4~)

| 車種区分 | 税率 | 税率 |
|-----------------|----|-----------|
| 自家用自動車(軽自動車を除く) | 5% | 3% |
| 営業用自動車・軽自動車 | 3% | 2% |

<エコカー減税の拡充>(H26.4~H27.3)
 【乗用車等の例】

| 対象車 | 内容 | 内容 |
|-----------------|------|-------------|
| 電気自動車 等 | 非課税 | 非課税 |
| H27年度燃費基準+20%達成 | | |
| H27年度燃費基準+10%達成 | ▲75% | ▲80% |
| H27年度燃費基準達成 | ▲50% | ▲60% |

○消費税10%時
 <自動車取得税の廃止>

自動車税

○消費税8%時(H26年度以降)
 <グリーン化特例の延長・拡充>(H26.4~H28.3)

| 対象車 | 内容 | 対象車 | 内容 |
|-----------------|------------|-----------------------------------|-------------------|
| 電気自動車 等 | 概ね ▲50% | 電気自動車 等 | 概ね ▲75% |
| H27年度燃費基準+20%達成 | | H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準達成) | |
| H27年度燃費基準+10%達成 | | H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準未達成) | 概ね ▲50% |
| H27年度燃費基準達成 | | H27年度燃費基準+10%達成 | |
| H27年度燃費基準達成 | 概ね ▲25% | H27年度燃費基準達成 | 廃止 |

※ 車齢11年超のディーゼル車や車齢13年超のガソリン車・LPG車(電気自動車等、一般乗合用バス、被けん引車を除く)については、重課割合を引上げ(概ね10%→概ね15%)。
 ※ バス(一般乗合用を除く)、トラック(被けん引車を除く)については、現行の重課割合(概ね10%)のまま据え置き。

○消費税10%時

<環境性能課税(環境性能割)の実施>

- ・自動車の取得時の課税として、課税標準は取得価額を基本に、控除及び免除のあり方等について検討。
- ・省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動。
- ・グリーン化特例は、環境性能割非課税の自動車を対象を重点化。

軽自動車税

○H27年度以降
 <税率の引上げ>(H27.4~)
 【四輪車の例】

| 車種区分 | 税率 | 税率 |
|------|------------|----------------|
| 乗用 | 自家用 7,200円 | 10,800円 |
| | 営業用 5,500円 | 6,900円 |
| 貨物用 | 自家用 4,000円 | 5,000円 |
| | 営業用 3,000円 | 3,800円 |

※ 平成27年度以降に新規取得する新車のみ。

○H28年度以降
 <経年車重課の実施>(H28.4~)
 【四輪車の例】

| 車種区分 | 車齢13年超 |
|------|--------------------|
| 乗用 | 自家用 12,900円 |
| | 営業用 8,200円 |
| 貨物用 | 自家用 6,000円 |
| | 営業用 4,500円 |

※ 既存車・新規車を問わない。

自動車重量税

○消費税8%時(H26年度以降)
 <エコカー減税の拡充>(H26.4~H27.4) 【乗用車等の例】

| 対象車 | 初回車検 | 2回目車検 | 2回目車検 |
|-----------------|------|-------|-------|
| 電気自動車 等 | 免税 | ▲50% | 免税 |
| H27年度燃費基準+20%達成 | | | |
| H27年度燃費基準+10%達成 | ▲75% | | |
| H27年度燃費基準達成 | ▲50% | | |

<経年車に対する課税の引上げ>(H26.4~)

| 車種区分 | ~13年 | 13年超 | 18年超 |
|----------------------------|--------|-------------------------|--------|
| 自家用乗用車(0.5t・年当たり) | 4,100円 | 5,000円 | 6,300円 |
| 自家用バス・トラック(2.5t超)(1t・年当たり) | | → 5,400円(H26.4~) | |
| | | → 5,700円(H28.4~) | |

※ 営業用自動車については、現行の税率のまま据え置き。

<エコカー減税制度の恒久化等>

- ・H27年度税制改正において、エコカー減税制度の基本構造を恒久化。
- ・道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。

より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る 特例措置の延長（地球温暖化対策のための税）

税制改正要望の結果

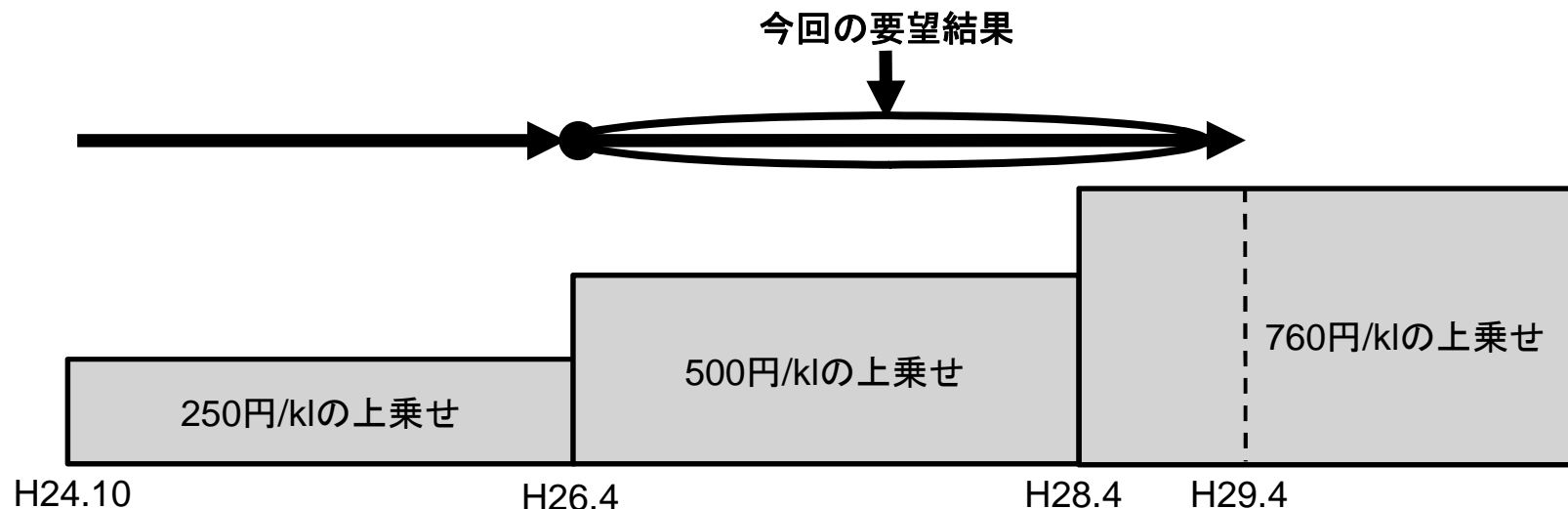
「地球温暖化対策のための税」

- 平成24年10月より、エネルギー起源CO2排出量削減を図るため、石油石炭税に上乘せ。
- 導入にあたっては、税率の段階的引き上げを実施。
- 海運・鉄道・航空について、還付を措置。

国土交通省における「地球温暖化対策のための税」の還付措置（H26.4.1～H29.3.31）

（延長）

- モーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業
・海運（軽油、重油） ・鉄道（軽油） ・航空（航空機燃料）

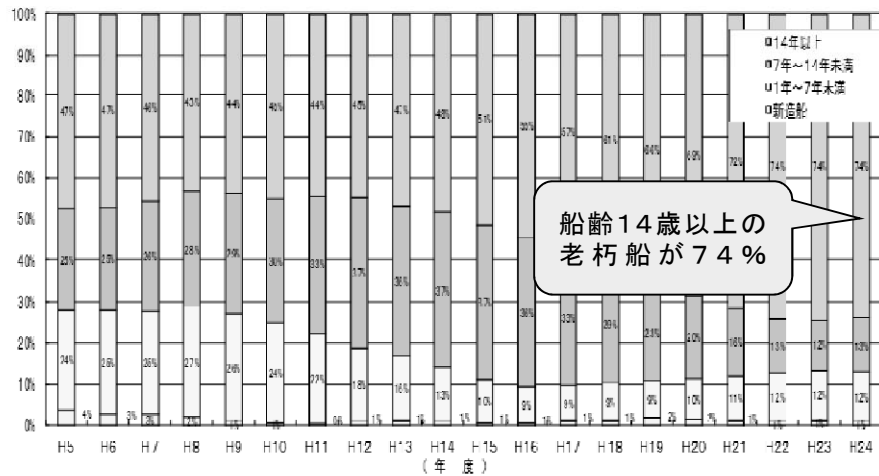


海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

施策の背景

- 内航においては、船舶の老朽化が著しく、代替建造の促進が喫緊の課題。
- 外航においては、船価が高く、建造時のキャッシュフローの確保が課題。

内航船舶の船齢構成の推移



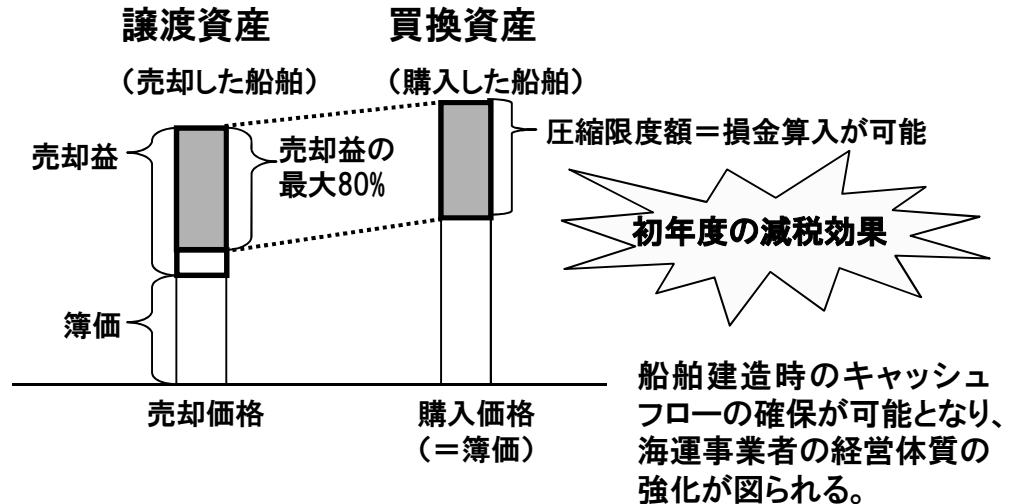
船齢14歳以上の老朽船が74%

要望の結果

3年間の延長

- ・ 船舶から船舶への買換及び交換
船舶譲渡差益(売却益)の80/100を圧縮記帳
- ・ 設備要件の一部見直し。
- ・ 譲渡資産に船齢に関する要件を追加。

[税額計算の模式図]



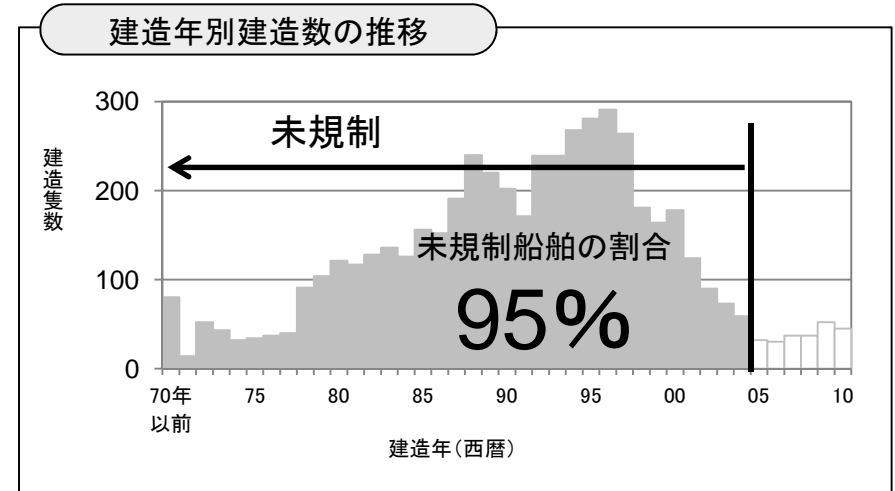
税制の効果

- 代替建造時の費用負担の軽減を図るとともに、対象船舶を環境性能に優れたものにする事で、買換の促進とCO2、NOxの排出量削減を同時に達成。

港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換特例の創設(所得税、法人税)

施策の背景

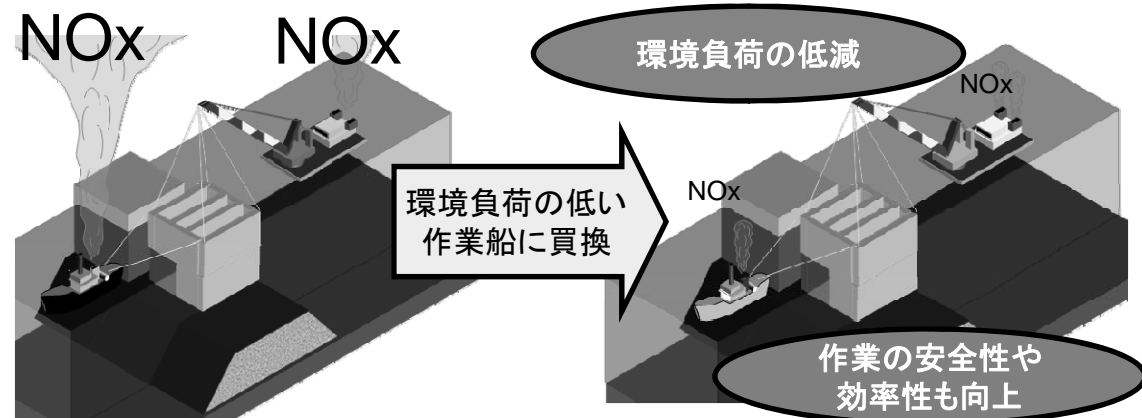
- ◆国際コンテナ戦略港湾をはじめとする港湾の機能強化や老朽化対策及び災害復旧等に作業船は不可欠。
- ◆「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により、作業船も対象としたNOxの排出規制が平成17年より実施され、段階的に強化されているが、作業船保有者の約97%が中小企業であり、厳しい経営環境から買換が進んでいないこともあり、現有作業船の95%がNOx排出規制適用前に建造された船舶となっている。



要望の結果

作業船を買い換える場合等の圧縮記帳
(所得税・法人税)

- 特例措置の対象: 作業船
〔 譲渡資産: 船齢45年未満
買換資産: 船齢耐用年数以内 〕
- 措置内容: 圧縮記帳比率: 80/100
- 措置期間: H26年度より3年間



JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

背景

○ JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽車両は、依然、機関車の約5割、コンテナ貨車の約3割をそれぞれ占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモーダルシフトを推進することによりCO2排出量の削減を図るためには、大量牽引・高速走行が可能な高性能車両への更新を推進する必要がある。

施策の目標

環境に優しい鉄道貨物輸送の大部分を担うJR貨物の高性能車両の導入を促すことにより、鉄道貨物へのモーダルシフトを促進し、CO2排出量の削減を図る。

税制改正要望の結果

◆特例措置の対象

JR貨物が取得した大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車

◆特例措置の内容

固定資産税：課税標準5年間3/5に軽減

適用期限：平成28年3月31日まで2年間延長

35

【JR貨物の機関車・コンテナ貨車の車両数の推移】

■機関車

| | H10.4 現在 | H25.4 現在 |
|-------|----------|----------|
| 旧国鉄車両 | 793 | 306 |
| 新造車両 | 87 | 346 |
| 計 | 880 | 652 |

■コンテナ貨車

| | H10.4 現在 | H25.4 現在 |
|-------|----------|----------|
| 旧国鉄車両 | 4,062 | 1,994 |
| 新造車両 | 3,993 | 5,785 |
| 計 | 8,055 | 7,779 |

鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能車両の導入が必要不可欠



最高速度 : 95km/h
最高出力 : 1,147kw

最高速度 : 110km/h
最高出力 : 1,920kw

認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

高い省エネ性能等を有する住宅の普及を促進するため、認定低炭素住宅に係る登録免許税を2年延長する。

税制改正要望の結果

登録免許税

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記: 0.1% (本則0.4%、一般住宅特例0.15%)

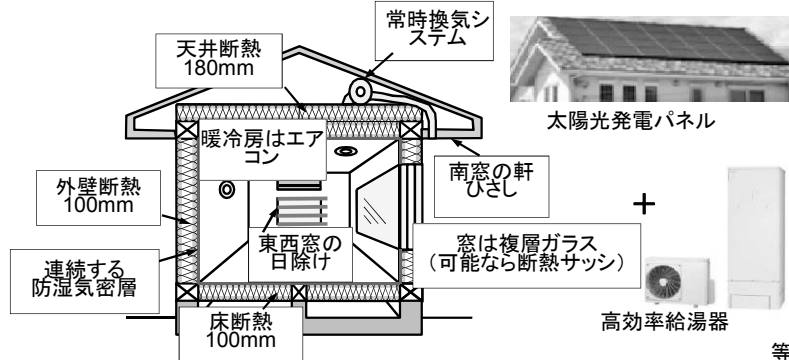
所有権移転登記: 0.1% (本則2%、一般住宅特例0.3%)

施策の背景

- 民生部門の温室効果ガスの排出量は1990年比で1.5倍に増大
→住宅・建築物分野における取組みが急務
- 東日本大震災に伴う原子力事故の影響により電力需給に大きなギャップが発生
→住宅・建築物でも電力使用量の削減につながる取組みが求められている

都市の低炭素化の促進に関する法律(低炭素住宅の認定部分)

【認定低炭素住宅のイメージ】



住宅の省エネ化等を促進するための措置として、所管行政庁による省エネ性能等の認定制度を推進

平成25年1月～9月の認定戸数:1,769戸

省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が $\Delta 10\%$ 以上となること(※)

省エネルギー性に関する基準では考慮されない、低炭素化に資する措置等のうち、一定以上を講じていること

(※)省エネ法に基づく省エネルギー基準と同等以上の断熱性能を確保することを要件とする。

IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- (独)奄美群島振興開発基金の非課税措置の延長
- 小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の延長(所得税・不動産取得税等)
- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換特例の延長
- 市街地再開発事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 防災街区整備事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 宅建業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置等の延長(不動産取得税)
- 被災者向け優良賃貸住宅に係る割増償却の延長・拡充
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長(不動産取得税)
- 北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)及び九州旅客鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)、新関西国際空港(株)及び関西国際空港土地保有(株)、中部国際空港(株)並びに東京湾横断道路(株)に係る法人事業税の外形標準課税の特例措置の延長
- 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 航空機に使用する部分品等に係る関税の免除措置の延長
- 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置
- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い旅客会社等が取得した建物の所有権移転登記の非課税措置の廃止
- 認定運営者が指定特定重要港湾において取得した一定の港湾施設に係る固定資産税等の特例措置の廃止
- 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る固定資産税等の特例措置の廃止

2. 他省庁主管

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長・拡充
- 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の創設
- 過疎地域における特定の事業用資産の買換特例の延長
- 産業競争力強化法に基づく登録免許税の税率の軽減措置の創設
- 投資法人等に係る導管性要件等の見直し
- 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に係る特別償却・税額控除の延長・拡充
- 被災自動車等の代替自動車等として取得した自動車等に係る特例措置の延長(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)
- 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の廃止
- 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充(法人税、法人住民税)